

# ●●●平成20年度町県民税 税制改正 ●●●

## 住宅ローン控除について

税源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除限度額が所得税では控除しきれなくなる場合があります。このため、平成11年から18年末までに住居を取得された方は、町県民税から控除できることになりました(平成28年度まで適用)。

### 対象者

- ① 税源移譲で所得税が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方
- ② 住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

### 申告期限

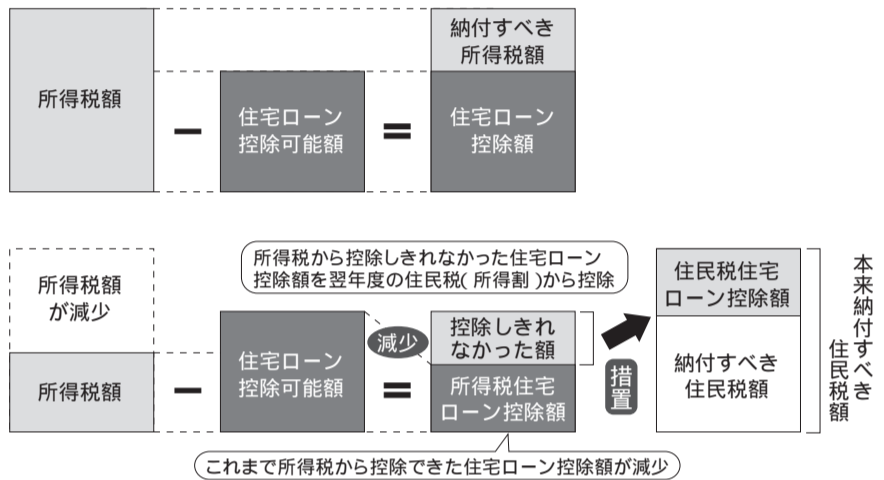
平成20年3月17日(月)まで  
※適用を受けようとする年ごとに、翌年の3月15日までに申告する必要があります。

### 申告方法

- 申告に基づく、減額措置になります。
- 次のとおり申告してください。
- ① 所得税の確定申告をする方は、税務署に確定申告書と一緒に、「住宅借入金特別税額控除申告書」を提出してください。
  - ② 所得税の確定申告をしない方は、役場税務課に「住宅借入金特別税額控除申告書」に「源泉徴収票」を添付して提出してください。

### Q & A

- Q** 平成19年以降に住居を取得した場合は、住宅ローン控除の適用は受けられるのか？
- A** 住民税の住宅ローン控除の適用は受けられません。



- Q** 住宅借入金特別税額控除申告書はどこでもらえるのか？
- A** 確定申告をしない場合は、役場確定申告をする場合は、役場および税務署
- Q** 対象期間は？
- A** 平成20年度から平成28年度までです。

## 65歳以上の高齢者 非課税措置の廃止

65歳以上の人に適用されていた非課税措置が、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度には税額の3分の2、平成19年度には税額の3分の1が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置が廃止となります。

## 地震保険料控除の創設

地震保険への加入を促進する目的で、従来の損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されます。これによって、次のように所得から控除されます。

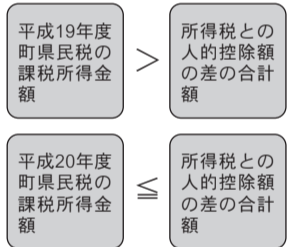
- ① 支払地震保険料の2分の1に相当する金額
  - 町県民税 上限2万5千円
  - 所得税 上限5万円
- ② 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)には、従前の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられます。
- ③ 前年までの、短期損害保険料控除は廃止となります。

## 年度間所得の変動に係る経過措置

退職などの理由により、平成19年中の所得が大きく下がり、平成19年分の所得税がかからない場合は、税源移譲による負担減の影響を受けられない一方、平成19年度分の町県民税は税源移譲により負担増になったことから経過措置が設けられ還付されます。

### 対象者

次の両方を満たす方



※7月1日から7月31日までの間に平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村に申告してください。

## 税務署からのお知らせ

確定申告は正しくお早めに

2月18日(月)～3月17日(月)

- 確定申告をする必要のある方
- ・給与の年収が2000万円を超える方
  - ・給与所得のほかに20万円を超える所得のある方
  - ・給与を2か所以上から受けている方
  - ・事業所得や不動産所得などの所得金額が、所得税の各種控除の合計を超える方
- 平成19年中に中途退職して、年末調整を受けず、その後他の所得があった方など

### 小田原税務署に申告書作成会場の開設

期間 2月18日(月)～3月17日(月)  
※土・日・祝日をのぞきます。ただし、2月24日(日)・3月2日(日)は業務を行います。

時間 午前8時30分～12時15分、午後1時～5時  
※混雑の状況などにより、受付を早めに終了する場合があります。

内容 確定申告書作成のアドバイスおよび申告書の提出  
休日に申告書提出の際は、小田原税務署正面脇の「時間外收受箱」に投函してください。

② 申告書は、郵送で税務署へ提出することもできます。控えが必要な方は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。  
(小田原税務署 〒250-8511 小田原市荻窪400)

※期間中は(土・日・祝日を除く)町役場税務課でも提出を受け付けます。詳細は、2月1日おしらせ号をご覧ください。

### 納税は便利な振り替えで

所得税・消費税・地方消費税の納税は、安全便利で確実な振替納税をご利用ください。金融機関・郵便局または税務署に「預貯金口座振替依頼書」を3月17日(月)までに提出してください。

「預貯金口座振替依頼書」は、小田原税務署、町役場税務課窓口にあります。

### 国税庁ホームページでの電子申告が可能に!

国税庁ホームページでは、「所得税の確定申告書作成コーナー」があり、所得税の確定申告書が作成できます。その申告書は、e-Taxにより電子申告するか、印刷して税務署に提出することができます。国税庁HPアドレス <http://www.nta.go.jp>

### 【問合せ】小田原税務署 ☎35-4511

- ・ 所得税(譲渡所得)は、資産課税部門 (内線) 461、462
- ・ 所得税(右記以外)は、個人課税部門 (内線) 411、412